

東京大学未来社会協創推進本部内規

平成29年7月4日  
総長 裁定  
改正 平成30年3月29日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第13条第2項の規定に基づき総長室に設置される東京大学未来社会協創推進本部（以下「本部」という。）の組織及び運営等について、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 本部は、世界の公共性に奉仕する東京大学の使命を踏まえ、地球と人類社会の未来への貢献に向けた協創を効果的に推進するために必要な事項を協議する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、総長をもって充てる。

3 副本部長は、理事又は副学長のうちから、総長が指名する者をもって充てる。

4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 各理事

(2) 総長が指名する副学長

(3) 各研究科長並びに各大学院研究部及び各大学院教育部の部長

(4) 各附置研究所長

(5) その他総長が指名する本学の教職員

5 本部長は、本部に前条の任務に係る特定の事項を処理させるための組織を置くことができる。

(庶務)

第4条 本部の庶務は、関係部署の協力を得て、本部経営戦略課において処理する。

(補則)

第5条 この内規に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部が別に定める。

附 則

この裁定は、平成29年7月4日から実施する。

附 則

この裁定は、平成30年4月1日から実施する。